



食の安全・安心を届ける飲食店経営者の皆さまへ

米トレーサビリティ法が始まっています！

米トレーサビリティ法（米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律）が、平成21年4月に公布されました。

具体的には、米・米加工品に関わる全ての事業者が以下の取り組みを行うことを義務付けています。

食品の安全確保に努めて頂いている飲食業界の皆さまは、これからも安全で安心できる食事の提供のために、米トレーサビリティ法を正しく知ることから始めましょう。

お米の産地名が消費者の皆さまにわかるよう 産地情報のリレーが行われています。



I 取引記録の作成・保存

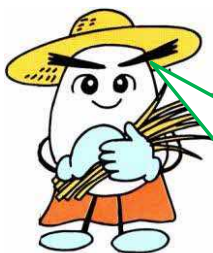
(問題が発生した場合の流通ルートの手速やかな特定と回収)

II 産地情報の伝達

(米・米加工品の産地情報を消費者まで伝達)

米トレーサビリティ法の目的

○生産から販売・提供までの各段階を通じ、米・米加工品の移動をわかるようにすることで、問題が発生した場合などに流通ルートを速やかに特定でき、事業者の皆さまにとっても、コストをかけずに混乱や消費者の買い控えを避けることができます。



国や道の行政機関では、各事業者の皆さまが米トレーサビリティ法を十分理解し、取引記録の作成・保存、消費者への産地情報の伝達が適正に行われているか、直接店舗に出向いて検査をしています。

罰則等は
4ページ

記録 義務 その1

仕入(譲受け)記録の作成・保存

米・米加工品を ①取引、②事業所間の移動、③廃棄などを行った場合、その記録を作成し、保存しなければなりません。(原則として3年間)

実際の取引で交わされる伝票類(帳簿も可)に以下の事項が記載されていれば、その伝票類を保存することで義務を果たしたことになります。

記録項目

産地名等の記録もれが無いかわかりませんか？ チェックしましょう！

- ① 品名 -- 取引において通常用いている名称(お米の記録とわかる名称)
- ② 産地名 -- 仕入先からの産地伝達にもとづき「国内産」や「北海道産」「〇〇県産」など
- ③ 数量 --- 取引において通常用いている単位(〇〇kgや〇袋など)
- ④ 年月日 -- 搬出入した月日(受発注日でも可能)
- ⑤ 取引先名 - 取引先の氏名又は名称
- ⑥ 搬出入した場所 - 場所が特定できるような名称又は所在地



⑥搬入場所

お客様No. UUU777
〒■■■■-■■■■
北海道札幌市●●区1条1丁目1-1
株式会社 米レストラン駅前店 様

〈参考例1〉 納品書

④年月日

売上
納品書:平成27年10月20日

③数量

下記のとおり納品いたします。

NO	商品コード	商品名・規格	数量	単価	金額
1		北海道産 ななつぼし(5kg)	10	1,500	15,000

②産地名

①品名

⑤取引先名

農林米穀株式会社 札幌支店
北海道札幌市●●区2条2丁目2
Tel0110-234-7890 FAX0110-234-8901

⑥搬入場所

〈参考例2〉 領収証

④年月日

米レストラン駅前店 様

平成27年10月20日

①品名

★ 21,000 -

②産地名

但 米代として 60kg 北海道産

③数量

上記正に領収いたしました

旭川市〇〇町1111丁目

米作

コクイ ウケ-78

⑤取引先名

米作 太郎

納品書や領収証などを受領して、これを3年間保存すれば取引記録を作成したこととなります。



注: 住所は「産地名」とはならないのでご注意ください!